

## 令和元年 第7回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年7月29日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第7回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画変更について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (23名)

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1番 三浦正勝委員、       | 2番 大黒昭夫委員、   |
| 3番 阿部一信委員、       | 4番 吉田優俊委員、   |
| 5番 岩淵敬一委員、       | 6番 佐竹きみ子委員、  |
| 7番 狩野善典委員、       |              |
| 9番 曾根金雄委員、       | 10番 千葉優子委員、  |
| 11番 鈴木春江委員、      | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、      | 14番 多田仁一委員、  |
| 15番 佐々木吉司委員、     | 16番 菅原英俊委員、  |
| 17番 岩淵弘委員、       | 18番 佐々木弘委員、  |
| 19番 佐藤勝委員、       | 20番 狩野和義委員、  |
| 21番 秋山憲義委員、      | 22番 米山嘉彦委員、  |
| 23番 黒澤光啓会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則会長   |

### 2 欠席委員 (1名)

- 8番 大場裕之委員

### 3 議事に参与した者

事務局長		小野寺	昭 仁
事務局長補佐		阿 部	泰 憲
農地農政係 主 査		白 鳥	峻
農地農政係 主 査		千 葉	美 香
農地農政係 主 事		千 葉	和 哉
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長（会長）

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。  
ただいまから、令和元年第7回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長（会長）

ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長（会長）

欠席の通告があります。  
議席番号8番 大場 裕之 委員から、所要のため欠席の通告があります。

#### 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号9番 曾根 金雄 委員、議席番号10番 千葉 優子 委員の兩名を指名いたします。

#### 議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

### 議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

### 事務局長

議案資料に基づき、6月27日から7月29日までの事務・事業実施結果並びに7月30日から9月9日までの事務・事業予定について、説明報告。

### 議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

### 議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 607㎡、排水不良の改善を図るための盛土で、完了後は、転作田としてかぼちゃを作付する旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑1筆 1, 654㎡、

番号3番は、築館地区の畑1筆 1, 577㎡、いずれも、同一計画の関連案件で、排水不良の改善を図るための盛土で、完了後は、牧草を作付けする旨の2案件、

番号4番は、一迫地区の畑1筆 3, 497㎡の内 129.60㎡、畜産経営の拡大を図るため、農業用施設として簡易牛舎を設置する旨の1案件、

以上、4案件を説明。

### 議長（会長）

次に、去る7月23日、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 鈴木 孝夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

### 氏家 優一 推進委員

農地の現状変更届について、去る7月23日、現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番の地目は田であります。現地を確認しますと、周辺農地と同様に雑草が繁茂している農地であり、今回の届出は、排水不良の改善を図るための盛土ということでありますので、特に周辺農地に与える影響は無いものと確認しました。

番号2番及び3番の地目は畑であり、現地を確認しますと、周辺農地と落差がある畑となっており、畑作に向いていないことから、耕作条件改善のための盛土で、周辺農地に与える影響は無いものと確認しました。

番号4番の地目は畑であり、現地を確認しますと、草刈等も行われ管理されている畑でありました。今回の届出は、簡易畜舎を設置するものでありますが、周辺農地も届出人の所有地となっておりますので、特に問題はないものと確認しました。

以上、報告いたします。

### 議長（会長）

次に、第2区の番号5番の1案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田1筆 158㎡の内 32㎡、農作業の効率性を高めるため、農道が狭いことから農道を拡張する旨の1案件を説明。

### 議長（会長）

次に、去る7月24日、議席番号14番 多田 仁一 委員、農地利用最適化推進委員の 小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

### 阿部 正一 推進委員

報告第1号の番号5番について、去る7月24日、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、農道を拡張するもので、現に工事も進んでおり、特に問題はないものと確認しましたので、報告いたします。

### 議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

## 議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件、第2区の番号4番から9番までの6案件、併せて9案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田5筆 7, 755㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番及び3番は関連で、一迫地区の田2筆 573㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

第2区の番号4番及び5番は関連で、若柳地区の田1筆 158㎡、双方合意による農地利用集積化円滑事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号6番及び7番関連で、金成地区の田1筆 6, 850㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号8番は、志波姫地区の田4筆 5, 439㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号9番は、志波姫地区の田4筆 10, 633㎡、経営を法人に移行するためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、9案件を説明報告。

## 議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第2区の番号1番及び2番の2案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第2区の番号1番及び2番は関連で、金成地区の畑1筆 2, 93㎡、贈与のためによる農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の2案件を説明報告。

## 議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長（会長）

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から10番までの10案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 830㎡、経営を引き継ぐためよる持分の家族への所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、高清水地区の田2筆 1, 533㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、一迫地区の田5筆 7, 755㎡、

番号4番は、一迫地区の田2筆 573㎡、

番号5番は、一迫地区の田1筆 3, 838㎡、

番号6番は、一迫地区の田5筆 10, 299㎡、畑4筆 1, 509㎡、合計

11, 808㎡、いずれも、経営規模拡大による所有権移転売買の4案件、

番号7番は、一迫地区の田1筆 382㎡、

番号8番は、一迫地区の田1筆 577㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転贈与の2案件、

番号9番は、市外取得者の案件で、瀬峰地区の畑1筆 3, 599㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、瀬峰地区の田45筆 61, 316.58㎡、畑13筆 15, 666㎡、合計 76, 982.58㎡、農業者年金受給のため親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件

以上、10案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から報告願います。

## 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

議案第1号、農地法第3条許可申請について、去る7月23日に書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から10番までの詳細については、事務局から説明があったとおり、労力不足や財産処分、親子間の経営継承による贈与となっており、許可にあたっては、許可審査要件であります全部効率要件や地域緩和要件を勘案しますと、特に問題ないものと判断してまいりました。

なお、番号9番につきましては、市外取得者であります。既に瀬峰地区に農地を取得している方であり、申請地内に一部建物が見受けられましたが、農機具置場及び作業所でありましたので、特に問題はないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号11番から13番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の田1筆 1, 149㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号12番は、金成地区の田22筆 22, 658.30㎡、畑1筆 264㎡、合計22, 922.30㎡、農業後継者への経営継承による持分2分の1の所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、志波姫地区の田59筆 108, 441㎡、畑3筆 6, 595㎡、合計115, 036㎡、農業者年金受給のため親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

### 阿部 正一 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請についての番号11番から13番まで、去る7月24日に書類審査及び現地調査を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号11番は、労力不足により地元の農業者に売買するもので、許可にあたっては特

に問題はないものと、

番号12番は、親子間の経営移譲による贈与であり、許可にあたっては特に問題はないものと、

番号13番は、農業者年金を受給するために、親子間の経営継承による使用貸借権設定であり、これについても許可にあたっては特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から19番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の畑1筆 199㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号15番は、栗駒地区の畑1筆 288㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号16番は、栗駒地区の田1筆 438㎡、畑1筆 338㎡、合計 776㎡、空き家に付属する農地指定の承認を受けた農地で、自家用野菜畑と利用するためによる所有権移転売買の1案件、

番号17番は、栗駒地区の畑1筆 714㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号18番は、栗駒地区の田15筆 23,603㎡、畑9筆 4,225㎡、合計 27,828㎡、農業者年金受給のため親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号19番は、鶯沢地区の田1筆 269㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。



### 議長（会長）

次に、去る7月24日、議席番号10番 千葉 優子 委員、農地利用最適化推進委員の伊藤 重行 委員 及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

### 佐藤 みき 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請については、去る7月24日に書類審査及び現地調査を行いました。

番号14番から19番までの詳細については、事務局から説明があったとおり、労働力不足や経営規模拡大による売買、親子間の経営継承による使用貸借となっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から19番までの19案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から19番までの19案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

### 議長（会長）

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 446㎡、住宅用地として転用し、駐車場及び物置を設置するものであり、農地区分は、宅地及び原野に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていること。なお、工事の一部がもう既に着工していた経緯が見受けられることから、始末書の提出をいただいた旨の案件となっていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から報告願います。

### 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

農地法第4条許可申請について、去る7月23日に現地確認を行ってまいりました。

ただいま、事務局から説明があったとおり、ほとんどが宅地の一部となっており、周辺地も傾斜があり、周りにも農地が無いことから、許可にあたっては、特に問題はないと判断してきました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

### 議長（会長）

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑2筆 641㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、個別分譲住宅（3戸）及び駐車場（6台）を建築造成するものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内であることから、第3種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から報告願います。

### 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

農地法第5条許可申請について、7月23日に現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、申請地の宮野中央は、都市計画区域内の地域で、周辺も宅地化が進んでおり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番及び3番の2案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の畑1筆 987㎡、使用貸借権設定により法人代表者の父から借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内であることから、第3種農地である旨の1案件、

番号3番は、金成地区の畑1筆 2.93㎡、所有権移転贈与により譲り受け、住宅用地として転用し、隣接する宅地と一体的に利用し、隣地との境界に沿って木柵を設置するものであり、農地区分は、宅地に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

### 小野 大介 推進委員

議案第3号について、現地を確認してまいりました。

5条許可の番号2番については、民家と民家の間にある、何も作付けされていない畑でありました。許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

番号3番は、端的に言えば、境界をまっすぐにし、木柵を設置するものであり、これも特に問題はないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号4番は、花山地区の畑1筆 544㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、隣接する宅地、山林と一体的に利用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、宅地及び山林に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 千葉 優子 委員から報告願います。

### 10番 千葉 優子 委員

議案第3号 農地法第5条の許可申請について、去る7月24日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

申請地は、譲渡人の所有地である宅地や山林に囲まれた畑であり、現地を確認しますと何も作付けされておりませんでした。きれいに管理されている畑でありました。今回の申請は、周辺の宅地や山林と一体的に利用するものであり、周辺も譲渡人の所有地であることから、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしく願います。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長（会長）

日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田5筆 6, 744㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 2, 022㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
以上、2案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から9番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の田13筆 12, 693㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の田14筆 9, 164㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号5番は、金成地区の田1筆 6, 850㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田4筆 5, 439㎡、

番号7番は、志波姫地区の田4筆 10, 633㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号8番は、志波姫地区の田12筆 13, 902㎡、

番号9番は、志波姫地区の田5筆 4, 598㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、7案件を説明。

### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号10番及び11番の2案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号10番は、栗駒地区の田13筆 9,435㎡、  
番号11番は、栗駒地区の田1筆 305㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨  
の2案件を説明。

### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。  
それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から11番までの11  
1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から11  
番までの11案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長（会長）

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画変更願について、を議題とします。  
初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田5筆 13, 782㎡、  
番号2番は、瀬峰地区の田16筆 14, 795㎡、  
番号3番は、瀬峰地区の田4筆 3, 676㎡、  
番号4番は、瀬峰地区の田1筆 7, 440㎡、  
番号5番は、瀬峰地区の田1筆 1, 445㎡、畑1筆 1, 406㎡、合計 2, 851㎡、  
番号6番は、瀬峰地区の田2筆 1, 841㎡、いずれも、借受人が同一人である関連案件で、当初の借受人が後継者へ経営移譲するため、賃貸借権設定の権利を移転するものであり、貸付期間は、移転前の残期間になる旨の6案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号7番から11番までの5案件を審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号7番は、志波姫地区の田2筆 6, 025㎡、  
番号8番は、志波姫地区の田3筆 3, 256㎡、  
番号9番は、志波姫地区の田3筆 6, 450㎡、  
番号10番は、志波姫地区の田3筆 5, 246㎡、  
番号11番は、志波姫地区の田11筆 11, 712㎡、いずれも、借受人が同一人である関連案件で、当初の借受人が後継者へ経営移譲するため、賃貸借権設定の権利を移転するものであり、貸付期間は、移転前の残期間になる旨の5案件を説明。



### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号の農用地利用集積計画変更願についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画変更願についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長（会長）

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 398㎡、願出地は、昭和57年頃に取得したときから、既に駐車場として利用され、現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 984㎡、願出地は、昭和55年の国土調査により分筆されたときから耕作したことはないことから、周囲と同じく山林化され、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件

番号3番は、瀬峰地区の田1筆 22㎡、願出地は、昭和55年頃に父が取得したときから宅地と一体的に利用され、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の畑1筆 190㎡、願出地は、昭和49年頃に先代が宅地と併せて取得した畑の一部が、取得したときから宅地の一部として一体的に利用され、現在に

至っているものであり、今回は、分筆測量後に宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、以上、4案件を説明。

### 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

### 鈴木 孝夫 推進委員

議案第6号、非農地証明願いの4件について、去る7月23日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番から4番までの詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号1番の現地を確認しますと、写真でもわかるように道路から50cmぐらいの盛土と、その上に敷き砂利が施されておりました。また、当日も2台の車が駐車している状況でありました。取得したときから駐車場として利用され、20年も過ぎた案件でもあることから、許可にあたっては、特に問題ないものと判断しました。

番号2番の現地を確認しますと、写真でもわかるように、入り口らしきものが見受けられるものの、雑木林がひどく、現地までは行けない状況で、山林化しておりました。許可にあたっては、特に問題ないものと判断しました。

番号3番の現地を確認しますと、写真でもわかるようにブロック塀が設置され、庭木が生い茂っているのを確認して参りました。許可にあたっては、特に問題ないものと判断しました。

番号4番の現地を確認しますと、宅地の一部として永い間利用されているのが確認されました。許可にあたっては、特に問題ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から7番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑1筆 43m<sup>2</sup>、願出地は、昭和35年頃から、先代が自宅への進入路として利用し、現在に至っているものであり、今回は、分筆測量後に、宅地への地目変更を願出た旨の1案件、

番号6番は、金成地区の畑1筆 1,264m<sup>2</sup>、

番号7番は、金成地区の畑1筆 1,711m<sup>2</sup>、いずれもの願出地は、隣接の不整形地で山林に囲まれ日照不足であることから、昭和4・50年頃から耕作せずにといたところ、周囲と同じく山林化され、現在に至っているものであり、山林への地目変換を願出た旨の2案件、

以上、3案件を説明。

## 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

## 小野 大介 推進委員

非農地証明願いについて、去る7月24日に現地確認調査を行ってまいりました。

番号5番につきましては、昭和35年ごろから門口として利用されてきており、今回は、門口の部分だけを分筆した後の申請ということもあり、致し方ないのかなと確認してきました。

番号6番、7番は、現地まで到着できるのか心配するような場所であり、現地を確認しますと、登記地目は、畑となっているものの、杉などが植林されている状態であり、農地への復元は難しいものと確認してまいりました。

以上、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番から11番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の畑1筆 153㎡、願出地は、昭和50年頃から耕作をしておらず、自宅に隣接していることから庭の一部として利用し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願出た旨の1案件、

番号9番は、栗駒地区の畑1筆 204㎡、願出地は、平成5年に転用許可を受け居宅を建築した際、宅地の錯誤により、申請地の一部に居宅が侵入し建てられ、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願出た旨の1案件、

番号10番は、鶯沢地区の田1筆 827㎡、畑1筆 1,872㎡、合計 2,699㎡、願出地は、昭和60年代に耕作をやめ、周囲と同じく山林化され、現在に至っているものであり、山林への地目変換を願出た旨の1案件、

番号11番は、鶯沢地区の畑1筆 616㎡、願出地は、昭和60年頃に先代が耕作をやめ、周囲と同じく山林化され、現在に至っているものであり、山林への地目変換を願出た旨の1案件、

以上、4案件を説明。

## 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

## 伊藤 重行 推進委員

議案第6号、非農地証明願いについて、現地確認を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号8番は、宅地の一部として庭木が植えられておりました。

番号9番は、申請地に居宅の一部が建っておりました。

番号10番、11番は、周辺の山林と一体化されておりました。

以上のことから、現地を確認しますと、4案件とも農地への復元は難しいものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から11番までの11案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から11番までの11案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

**議長（会長）**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第7回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 2時44分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員